

## 潮芦屋ビーチの利用ルールについて

潮芦屋ビーチの利用を希望する団体は、下記のとおり兵庫県港湾施設管理条例に基づく許可を申請することとする。

記

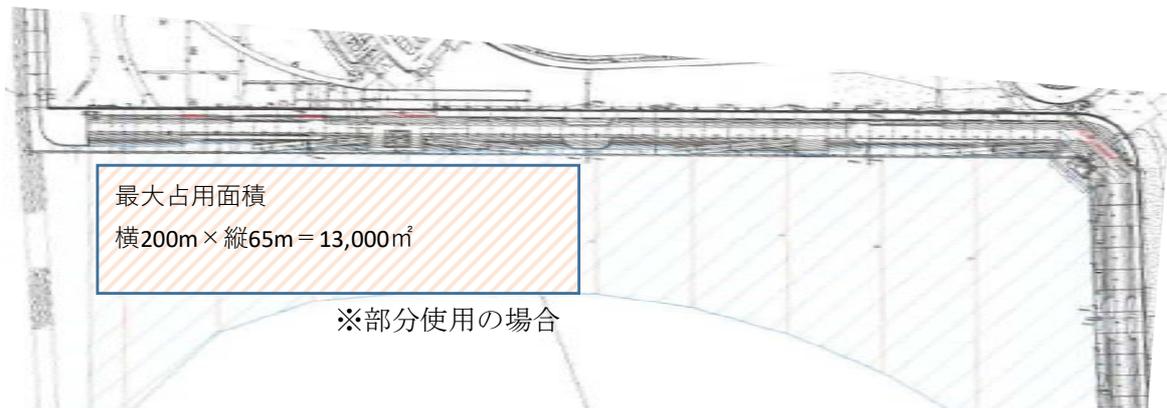
### 1 占使用許可の種類

	ビーチ利用
必要手続	行為許可
根拠法令	港湾施設管理条例 第4条第1項⑦
占使用料(※)	30円/㎡/日

(参考)

陸地占用	水域占用
港湾施設の使用を伴う 工作物設置等許可	港湾水域(公共空地) 占用許可
港湾施設管理条例 第4条第1項①	港湾法第37条第1項
5.5円/㎡/日	700円/12/㎡/月

(※) 一部減免の適用あり(港湾施設管理条例第9条の2、占使用料金減免基準)



### 2 申請の流れ



※ 総合公園(指定管理者)は、利用団体から申請がある場合、尼管、芦屋市及び自治会と事前協議を行う。

〈標準処理期間〉

- ① 総合公園(指定管理者) → 尼管・芦屋市・自治会 概ね1ヶ月程度(事前協議含む)
- ② 尼管 → 利用団体 概ね3週間程度

上記を踏まえ、利用団体は利用希望日の3か月前までに総合公園に申請書類を提出すること。

### 3 留意事項

- 年間総許可件数は以下の通りとする。  
年5～6回(既許可団体) + α(新規許可団体(1回/年までとする。))  
翌年度以降も同数以下とする。
- 港湾施設管理条例第3条に違反する行為が確認された際は、今後の使用を認めない。

## 港湾施設管理条例 関係部分（抜粋）

### 港湾施設管理条例第4条

#### （行為の許可及びその承継）

港湾施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 港湾施設を使用すること。
- (2) 港湾施設に固着する工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- (3) 港湾施設の形状を変更すること。
- (4) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (5) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (6) 興行をすること。
- (7) 競技会、展示会その他これらに類する催しをすること。

### 港湾施設管理条例第5条の2

#### （行為の許可申請）

条例第4条第1項の規定により、同項第4号から第7号までに掲げる行為について知事の許可を受けようとする者は、様式第6号の申請書に、次に掲げる図書を添え、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 計画説明書（行為の実施方法その他必要な事項を記載したもの）
- (2) 行為を行おうとする場所の見取図（付近の港湾施設その他重要な工作物を明記して申請場所の現況を明らかにしたもの）
- (3) その他知事が必要と認める図書

### 港湾施設管理条例第9条の2

#### （使用料の減免）

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 海難救助又は災害救助のために使用するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

### 港湾施設管理条例第3条

#### （禁止行為）

何人も、港湾施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 港湾施設の使用を妨げること。
- (2) 港湾施設を損傷し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 港湾施設のうち規則で定めるもので、規則で定める重量を超える物件を積み卸し、又は搬入すること。
- (4) 竹木、土石、廃油、ごみその他港湾施設の管理上支障となるものを捨てること。
- (5) 植栽物を採取し、若しくは伐採し、又は損傷すること。
- (6) たき火その他危険な行為をすること。
- (7) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (8) 知事が指定する立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 知事が指定する禁止区域へ車両を乗り入れること。
- (10) 風紀を乱し、その他港湾施設の利用者に著しく迷惑をかけること。